

# 加古川市コミュニティ助成事業（青少年健全育成助成事業）補助金交付要綱

平成25年8月1日

部長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）から青少年健全育成助成事業として受け入れる助成金を財源として、加古川市コミュニティ助成事業（青少年健全育成助成事業）補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年加古川市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の対象）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、自治総合センターのコミュニティ助成事業のうち、青少年健全育成助成事業とする。

2 補助金の交付の対象となる団体は、自治総合センターから青少年健全育成助成事業の事業実施主体として事業採択された団体（以下「補助団体」という。）とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、自治総合センターから青少年健全育成助成事業として受け入れる助成金額とし、予算の範囲内で定める。

（補助金の交付）

第4条 補助団体は、規則第7条に規定する補助金等交付決定書を受理した場合において、補助金を受けようとするときは、補助金等請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し補助金を補助団体に交付する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。